

(平成26年5月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和60年8月に現金で一括して集金人に納付した。

当時の所得税の確定申告書(控)を提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を昭和60年8月に一括して納付した。」として、昭和60年分及びその前後の年の確定申告書(控)を提出しているところ、60年分の確定申告書(控)によると、社会保険料控除欄に国民年金保険料額が記載されており、この金額は、同年1月から同年12月までの二人分の保険料額と一致する上、当時申立人は、申立人の妻との二人暮らしであったと述べていることから、記載された金額は、同年1月から同年12月までの夫婦二人分の保険料額と考えられる。

一方、A市は、「資料は残っていないが、当時の担当職員からの聞き取りによると、国民年金保険料の集金業務は、現年度分の保険料のみを対象としており翌年度の保険料の集金は行っていなかった。」と回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和60年8月時点で前納できる保険料は、同年8月から61年3月までの保険料であることから、翌年度の12月までの保険料を集金人に一括して納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人が保管している昭和61年分の確定申告書(控)を確認したものの、社会保険料控除欄に国民年金保険料額の記載は無く、申立期間のうち、同年1月から同年12月までの保険料を納付したものと認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所（現在は、B局C部）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月1日から同年10月1日まで

昭和51年12月1日から52年9月末までA所に継続して勤務したが、年金記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当該事業所には、10か月間の期間雇用の事務職員として採用されており、雇用期間の満了後は、厚生年金保険の適用が無い2か月間の延長雇用になっていることから、申立期間は、間違いなく継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局C部は、「当時の資料が保存されていないため、申立期間当時の状況は確認できない。」と回答しているものの、当時のA所の事務担当者は、「当時、申立人は、A所D課において期間雇用の事務職員として勤務していた。D課の各係が採用する事務職員は、10か月間の期間雇用であり、自己都合で退職する者やよほど特別な事情が無い限り雇用期間が短くなることは無い。申立人は、通常どおり勤務しており、10か月の雇用期間満了後は、厚生年金保険の適用は無いものの、2か月間の延長雇用となったことを記憶していることから、申立期間について、厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。当然、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」と具体的に供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 19 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）に照会し、回答が得られた 11 人のうち 7 人は、「D 課の各係に採用された女性事務職員は、10 か月間の期間雇用であり、自己都合による退職以外には、雇用期間の途中で退職することは無かった。」と供述している上、当該 7 人のうち申立人を記憶している 2 人は、いずれも「申立人は、雇用期間の途中で退職しておらず、解雇されるような事情も無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票によると、回答が得られた上記同僚 11 人のうち、自己都合により退職したと供述している 4 人を除く 7 人は、いずれも厚生年金保険の被保険者期間が 10 か月間継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 所における昭和 52 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否か不明としているものの、厚生年金保険の記録における被保険者資格喪失日が雇用保険の記録における被保険者資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 52 年 9 月 1 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び社会福祉法人A保育園から提出された賞与一覧表により、申立人は、平成16年12月10日に同保育園から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年2月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は12万1,000円、同年12月30日は17万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月1日から16年3月16日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月30日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①については、年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い額を給与から控除されていたと思うので調べてほしい。

また、申立期間②及び③については、当該事業所から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された平成14年、15年及び16年の確定申告書において確認又は推認できるA社に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14年1月から15年3月までは22万円、同年4月から同年12月までは26万円、16年1月及び同年2月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された家計簿に記載されている平成15年夏期賞与及び同年冬期賞与とみられる金額は、同家計簿の14年以前の賞与額に係る記載内容と同期間における申立人の預金通帳により確認できる賞与振込額が一致又はほぼ一致していることから判断すると、賞与額から社会保険料及び所得税を控除した後の差引支給額であることが推認できる。

また、申立人は、「私は、営業職であった。賞与額については、各月の売上台数に基づき算出されていた。」とし、各月における売上台数を記載していたとするメモ及びノートを提出しているところ、営業職の同僚が保管している当該事業所の賞与に係る資料によると、売上台数による賞与額の計算方法が記載されており、当該資料に基づき算出した申立人の平成15年夏期賞与額及び同年冬期賞与額は、上記家計簿に記載されている差引支給額を基に算出した各賞与額とほぼ一致している。

さらに、複数の同僚から提出された平成15年に係る賞与明細書及び預金通帳によると、これら同僚は、同年7月31日及び同年12月30日に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記家計簿に記載されている差引支給額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月31日は12万1,000円、同年12月30日は17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月12日及び同年12月15日は21万7,000円、18年6月15日は11万8,000円、同年12月15日は17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月12日
② 平成15年12月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成18年12月15日

年金記録によると、医療法人社団A医院から支給された賞与について、申立期間①から④までの記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②について、医療法人社団A医院が保管する平成15年夏期賞与に係る給料台帳及び同医院の同年冬期賞与に係る回答、並びに同僚の当該賞与に係る預金通帳の記録から判断すると、申立人は、同年6月12日及び同年12月15日に同医院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、上記給料台帳及び医療法人社団A医院の回答により確認できる厚生

年金保険料控除額は、平成 15 年 3 月までの賞与から控除することとされていた特別保険料に相当する額であるが、同医院が会計事務を委託している会計事務所が保管する申立人宛の書面「お詫びとお知らせ」によると、同年 4 月からの総報酬制の導入により保険料率が改定されたものの、誤って改定前の保険料率で算出した保険料額を給与及び賞与から控除していたため、保険料の訂正を行う旨、並びに保険料の訂正額が記載されていることが確認できる。

また、申立人が保管する平成 15 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、当時の保険料率並びに申立人の標準報酬月額及び標準賞与額を基に算出した額に、医療法人社団 A 医院が保管する給料台帳及び同僚が保管する給料明細により確認又は推認できる申立人の雇用保険料額を加算した年間の社会保険料額と一致することから、事業主は、申立期間①及び②の賞与に係る保険料控除額を訂正したことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21 万 7,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③及び④について、医療法人社団 A 医院が保管する平成 18 年夏期賞与及び同年冬期賞与に係る給料台帳並びに同医院の回答から判断すると、申立人は、平成 18 年 6 月 15 日及び同年 12 月 15 日に同医院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は 11 万 8,000 円、申立期間④は 17 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 4 申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事業所としては、すべきことはしてきたつもりであり、なぜ今回のようなことになっているのか分からない。保険料は納付したと思う。」と回答しているが、これを確認できる資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月12日及び同年12月15日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月12日
② 平成15年12月15日

年金記録によると、医療法人社団A医院から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人社団A医院が保管する平成15年夏期賞与に係る給料台帳及び同医院の同年冬期賞与に係る回答、並びに同僚の当該賞与に係る預金通帳の記録から判断すると、申立人は、同年6月12日及び同年12月15日に同医院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、上記給料台帳及び医療法人社団A医院の回答により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額は、平成15年3月までの賞与から控除することとされていた特別保険料に相当する額であるが、同医院が会計事務を委託している会計事務所が保管する申立人宛の書面「お詫びとお知らせ」によると、同年4月からの総報酬制の導入により保険料率が改定されたものの、誤って改定前の保険料率で算出した保険料額を給与及び賞与から控除していたため、保険料の訂正を行う旨、並びに保険料の訂正額が記載されていることが確認できる。

また、上記会計事務所には、当時の従業員宛の書面「お詫びとお知らせ」が保管されているところ、従業員の一人が保管する平成15年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、当時の保険料率並びに同人の標

準報酬月額及び標準賞与額を基に算出した額に、雇用保険料額を加算した年間の社会保険料額と一致しており、事業主は、同人の賞与に係る保険料控除額を訂正したことが確認できることから、申立人についても同様に保険料控除額の訂正が行われたものと認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記資料により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事業所としては、すべきことはしてきたつもりであり、なぜ今回のようなことになっているのか分からない。保険料は納付したと思う。」と回答しているが、これを確認できる資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

平成 18 年 6 月 8 日に A 社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等から確認できる保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員は、同保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 12 月 15 日まで

昭和 49 年 8 月 1 日から 51 年 5 月まで、A 市にあった B 社 (以下「B 社 (A 市)」という。) にトレーラーの運転手として勤務していた。入社する際、社会保険は、C 市にあった B 社 (以下「B 社 (C 市)」という。) において加入する旨の説明を受けたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、50 年 12 月 15 日になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が、申立期間において、B 社 (A 市) に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、B 社 (A 市) を承継したことが確認できる D 社は、「当社は、B 社 (A 市) の営業権のみを引き継いでおり、同社の関係書類は保管していない。」と回答している上、事業所名簿及びオンライン記録によると、B 社 (A 市) は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無いところ、申立期間当時、B 社 (A 市) 及び B 社 (C 市) の事業主であった者は、「両社は、いずれも私が経営する会社であったが、それぞれ独立採算制で経営していた。申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかった B 社 (A 市) に勤務していた従業員については、B 社 (C 市) において同保険に加入させていたものと考えられる。しかし、申立期間当時の資料は保存されておらず、当時の具体的な状況も覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、B社（C市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が同時期にB社（A市）に入社したとして名前を挙げた同僚5人について、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、5人のうち2人は、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残りの3人のうち2人は、自身が記憶する入社時期から5か月後又は1年後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから判断すると、当時、事業主は、従業員の採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、B社（C市）に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、申立人と同様に、B社（A市）に勤務していたとする同僚二人から回答が得られたものの、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A社B支店には昭和 55 年 8 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社B支店に係る離職日は、昭和 55 年 8 月 30 日であることが確認でき、これは、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と符合している。

また、A社の後継会社であるC社は、「当時の関連資料は保管していない。」と回答している上、申立期間当時のA社の代表取締役3人のうち生存及び所在が判明した二人に照会したが、いずれも「当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人がA社B支店で一緒に勤務していた者として名前を挙げた二人及び同僚への照会により名前の挙げた5人の計7人に照会し、5人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、上述の同僚のうち、申立人が自身と退職日が同日であったとする同僚の雇用保険の加入記録及び被保険者原票の記録によると、A社B支店に係る離職日及び厚生年金保険被保険者資格喪失日は申立人と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4939 (函館厚生年金事案 244 及び北海道厚生年金事案 4807
の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 19 日から 56 年 1 月 26 日まで

申立期間は、A社B支店に勤務し、C社所有の汽船D丸に甲板員として派遣乗船していたにもかかわらず、年金記録によると、当該期間はA社B支店の厚生年金保険の加入期間となっているので、船員保険被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会(当時)及び年金記録確認北海道地方第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は認められなかった。

今回、新たにA社が作成した証明書を提出するとともに、同社B支店の元支店長が、申立期間において私が船員保険に加入していたことを証言してくれるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された船員手帳、事業主の供述及び申立人に係る雇用保険被保険者記録等により、申立人は、C社が所有する汽船D丸において、A社の業務に従事し、同社から給与を支給されていたものと推認できるが、i) 同社は、「申立人に係る資料は保管していないため、保険料控除について不明である。また、申立期間当時の船員保険の加入手続は、当社B支店で行っておらず、当社E支店でのみ行っており、同支店に申立人の船員保険関係の書類が保管されていた。」と回答しているところ、同社から提出された同社E支店における申立人の「船員保険得喪歴」から、申立期間において、船員保険の被保険者資格を取得及び喪失したとする記録が確認できないこと、ii) 申立人が、申立期間において一緒に汽船D丸に乗船したとして名前を挙げた同僚は、「私は、A社B支店に勤務し、D丸に乗船した記憶は

あるが、給与から控除されていた保険料について、厚生年金保険料であったか船員保険料であったか不明である。」と供述しているところ、当該同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、同社E支店に係る船舶所有者別被保険者名簿を確認したものの、同人の名前は無く、船員保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 船員手帳において船舶所有者として記載されているC社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立人及び前述の同僚の名前は無く、被保険者証の番号に欠番が無いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年9月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、申立人は、A社B支店の元支店長が作成したとする同意書（乗船証明書）を提出しているところ、i) 当該同意書（乗船証明書）には、申立人が申立期間において汽船D丸に乗船していたことが記載されているものの、当該資料からは、船員保険料が給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) 申立人が新たに名前を挙げた同僚3人に照会し、二人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと等を理由として、既に年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社が作成した証明書（雇用期間、乗船期間及び船員保険の加入に係る証明書）を提出するとともに、申立期間における船員保険への加入及び給与からの同保険料控除について証言してくれる者として一人の同僚の名前を挙げている。

しかしながら、上記証明書には、申立人が申立期間に上述の汽船D丸に乗船していたことが記載されているものの、「申立期間当時の記録は廃棄処分となっており、申立人の船員保険の加入を証明する記録は現存しない。」旨記載されていることが確認できること、また、名前を挙げた同僚に照会したものの、同人からは、申立期間に係る申立人の船員保険の加入及び同保険料控除について具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の申立内容について確認することができない。

そのほかに年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、船員である以上は船員保険の加入期間であることを認めるべきである旨主張しているが、船員保険に関する申立てについて、第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「特例法」という。)に基づき、調査審議の結果、事業主(船舶所有者)が、被保険者が負担すべき船員保険料を控除しながら、同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が年金記録の訂正等を行うものとされているところ、第三者委員会は、このような特例法の趣旨に則り、申立人の給与から申立期間に係る船員保険料が控除されていたかどうか、及び事業主が当該控除した保険料を社会保険事務所(当時)に納付したかどうかについて調査審議を行った上で記録訂正のあつせんを行うか否かの判断を行っているものである。

北海道厚生年金 事案 4940 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616、4710、4777 及び 4847 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少している期間がある。

各申立期間の標準報酬月額について、増加していないのはおかしいので、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。

今回、新たな資料としてA社の年表等を提出し、当時の状況を証言してくれる同僚二人の名前を挙げるので、改めて調査の上、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動について

は、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚21人のうち回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち二人から提供された当該期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間を申立期間とし、「当時の本給額は16万7,000円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の供述及び当該同僚から提供された同年4月分から同年11月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること、vii) 申立人は、A労働組合が発行した組合新聞「H」を提出し、「毎年昇給しており、そのほかに手当も支給されていたことから、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少しているのはおかしい。」と主張しているものの、当該組合新聞からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け、同年6月1日付け、同年11月9日付け、25年5月

17日付け、同年8月30日付け、同年11月8日付け及び26年2月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「給与額が増加している時代に、標準報酬月額が給与額と同様に推移していないのはおかしい。当時は、常に残業及び休日出勤しており、年間を通して時間外手当の額に変動は無かったので、一緒に勤務していた同僚に、当時の時間外勤務の状況等について確認してほしい。」と主張し、新たに同僚二人の名前を挙げるとともに、新たな資料として、A社のものとみられる年表、社員数等の推移グラフ及び業績推移表等を提出しているが、当該同僚二人は、いずれも「申立人は時間外勤務をしていたが、申立人の給与については分からない。」と供述している上、申立人から提出された年表等の資料からは、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 26 年 10 月から 58 年 2 月まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった C 商工会頭及び D 協会会長からの表彰状並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 31 年から 34 年まで、毎年 5 月から 10 月までの期間は、C 署の業務を兼務していたので、当該期間に係る給与については、勤務先である A 社ではなく同署から支払われていた。」と供述している。

また、B 社は、「当時を知る人物も資料も無いため分からない。」と回答している上、申立人が申立期間当時の経理事務担当者として名前を挙げた取締役は、「会社は、2 度火事に遭い資料は残っていない。また、当時のことはほとんど覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人は、いずれも「申立人のことは知っているが、申立人の給与関係については、何も知らないので、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できる 16 人のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会し、全員から回答が得られたものの、いずれの者からも

申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、上述のとおり、申立人は、C署の業務を兼務していたと供述していることから、E局に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したものの、同局は、「申立人は非常勤者であったと思われるが、保存期間経過のため、在籍を確認できる資料は無い。」と回答している上、申立期間当時、同署で社会保険事務をしていた者は、「申立人は、申立期間当時、定期作業員として勤務していたが、当時、定期作業員は厚生年金保険に加入していなかった。定期作業員が厚生年金保険に加入できるようになったのは、昭和30年代後半であるが、その頃には申立人は勤務していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。